

## 日本神経病理学会認定施設基準

1. 日本神経病理学会は、神経病理学を研修するのに適し、一定の規模と研究・教育環境を備える施設（大学を含む）を認定し、日本神経病理学会認定施設とする。
2. 日本神経病理学会認定施設の認定の実務は、日本神経病理学会認定施設審査委員会が行う。
3. 日本神経病理学会認定施設の認定基準は、次のとおりとする。

神経病理学を研修する者がみずから経験し研修するに十分な条件を備えていること、研修者を指導できる日本神経病理学会評議員あるいはこれに準ずる者が専任していることとする。また外部施設からの神経病理検索の委託に責任をもって標本作製、診断が可能である施設、十分な教育資源や研究の蓄積があり神経病理の専門的教育が可能な施設とする。

具体的には以下のAからHの領域を区分して認定し、認定施設はAからGまでの該当領域を表示し、いづれかの領域で専門性があれば認定施設とする。

例　○○大学病理学教室 ABCDE、□□病院神経内科 CD

A: 脳・脊髄を含む神経・精神疾患の病理学的検索を年間10例程度行い、標本作製、診断書作成、報告書作成（コンサルテーションを含む）、神経系のCPCなどを行っている施設。

B: プリオン病の病理解剖、標本作製と診断が可能な施設。

C: 筋生検または神経生検の標本作製と診断を年間10例程度行っている施設。

D: 神経系に関連する脳外科病理の標本作製と診断、報告書作成を年間10例程度行っている施設。

E: ブレインバンクとして凍結脳組織の収集・管理・試料蓄積を行っており、外部への試料提供が可能な施設。

F: 主要な神経・精神疾患（運動ニューロン疾患、脱髓疾患、感染症、脳腫瘍、脳血管障害など）の脳・脊髄の標本が500例以上蓄積され、神経病理の教育が可能な施設。

G: 神経病理認定施設を標榜するのにふさわしい十分な研究実績を備えている施設（実験病理、獣医神経病理、などを含む）。

H: 法医学に関連する神経系の検索、診断書、報告書作成（コンサルテーションを含む）が可能な施設。

4. 日本神経病理学会認定施設の認定を受けようとする施設は、所定の用紙に必要な事項を記入し、これを添えて日本神経病理学会認定施設審査委員会に出願するものとする。
5. 認定の期限は3年とし、日本神経病理学会認定施設の継続を希望するものについては、その都度審査を経て認定を更新する。
6. 日本神経病理学会認定施設は、神経病理学的業務にかかる実績を3年毎の更新時に日本神経病理学会認定施設審査委員会に報告する。
7. 日本神経病理学会認定施設は、各機関内の位置づけに關与するものではない。
8. この細則の改廃は、日本神経病理学会認定施設審査委員会の審議を経て、理事会、評議員会、総会の議決による。

#### 附 則

1. この細則は、平成25年4月26日から施行する。
2. 平成26年6月5日 改訂